

## 論 文

# 靈 魂 と 遺 骸

—岩手県九戸郡山形村における葬墓制等の民俗調査から—

小松 清

### 1. 本稿の目的

岩手県九戸郡山形村は、第2回山村生活調査（昭和10年度）で大間知篤三氏が民俗調査を行った村である。その調査結果は、『採集手帖・岩手県九戸郡山形村・採集者大間知篤三』（成城大学民俗学研究所蔵）一本稿では以下『採集手帖』と略記する一等で知ることができる。

この大間知氏の採集資料の1つに山形村川井の墓制があるが、次の1-(1)の項目で詳述するように、そこでの墓制は、墓石を建てた場合に、現象として、単墓制であるのか、それとも両墓制であるのか、明確でない記述であり、大間知氏自身もこの点について不可解な扱いをしている。両墓制資料（現象）として採集されるための必要不可欠の指標は、「死者の遺体埋葬箇所とは別の場所にその被葬者のための墓石を設置する」という点であり、その「別の場所」とは、そこに設置した墓石に対応する被葬者が埋葬された1軒の家の墓域の外でなければならない。死者の遺体が埋葬された1軒の家の1箇所の墓域内にその被葬者のための墓石が設置されると「墓石を建てた単墓制」と表現できる。また、南部地方は、両墓制存在についての明確な資料がない地域であり、この地に両墓制が存在したか否かということは、両墓制の分布の認識に大きな影響を与えると思われる（1-(2)を参照）。

そこで、私は当地の墓制を確認したいと思い、当地を訪れて調査を試みた

(昭和57年8月)。大間知氏の調査の時点から50年近い時の経過があるが、今回、『採集手帖』記載資料と同様の内容が聞けたことや、墓石の数だけは増加したもの、墓地は改修されておらず、聞き取り調査と併行して観察もできたことなどにより、拙い文ではあるが、ここにその結果を記しておこうとするものである。また、拙稿の標題を「靈魂と遺骸」としてあるのは、従来のこの種の墓制研究の観点が「死者の靈魂と遺骸」にあるので、単に墓制についてのみを記述するのではなく、当地における「靈魂と遺骸」についての調査結果を記述し、その中で墓の位置付けを行うことがよいであろうと考えるからである。

(注) 柳田国男氏は『先祖の話』(1946年)の中で、「遺骸は汚いものであるゆえにこれをきらい、また遺骸を拝み、それに奉仕する考えは持たず、遺骸とのかかわりを早く絶とうと願い、一方死者の靈魂に対しては、これが早く清まるよう願った。それで、葬地から離れた場所に、また、先祖の神に対する心遣いから氏神の社とは別に、屋外の祭場を設け、そこに死者の靈魂を迎えて祭ろうとしたことが両墓制の成因であろう」と述べている。そして単墓制については、「墓石を建てない単墓制は両墓制における葬地と同様であり、埋葬地に墓石を建てる単墓制は新しい変化だった」と述べている。

#### (1) 大間知篤三氏による山形村の墓制資料について

大間知篤三氏は昭和10年7月に、「埋葬する地と墓石を建てる地と全然別の地である」=「葬地と祭地とを別にする」という墓制資料を計7例集めている(大間知篤三「冠婚葬祭の話」、柳田国男編『日本民俗学研究』岩波書店、昭和10年12月刊、所収)。そして、大間知氏はその7箇月ほど後に、その著「両墓制の資料」(昭和11年2月稿。柳田国男編『山村生活調査第二回報告書』昭和11年3月刊、所収)において、死者の「葬地」と「祭地」とを別にする墓の形態を、大間知氏が考案したとされ、この著述ではじめて使用した「両墓制」という用語で表現し、計13例の資料を掲げ、その要素の分類や幾つかの指摘、考察を試みている。

さて、前者の7例の資料のうち、後者の13例の中に含まれず、またその後のすべての両墓制の資料・論考に含まれていない例が1例だけあり、その1例と

いうのが本稿で取り上げる山形村川井の資料である。その内容は、「山形村大字川井でも（他の6例と比べて）、同じ寺の境内ではあるが、埋葬した所と、碑のある所と相当距離があり、村の人は何所へ建てても良いもんだと言って居た」（「冠婚葬祭の話」）というものであり、また、『採集手帖』には、「明治十何年かに県令が出て、墓を部落毎に集めてしまった。（中略）寺のあるのは川井のみで、大字川井の一部分の共同墓地が其所にある。／石碑の数は極めて少い。且那の家以外一、二のものである。埋めた近くに建てるものがあり、また共同墓地の入口に立てるものもある。／盆の時石碑の前には燈明も供物もない。皆埋めた所へ供へる。14日晚から16日晚まで、毎日、戸口及び、墓の上松をもやす。3日間毎夕家族つれだって墓参する」と記されている。

葬地と祭地とを別にするという同じ観点のもとで資料を蒐集したが、13例をまとめたときに、前の時点で蒐集していた7例の内の1例をはずした。この理由が何かということについては以下のように想像もされる。まず、大間知氏は、7例をまとめた時点では柳田国男氏の「葬制の沿革について」をまだ読みこなしてはいなかったが、13例をまとめた時点ではそれを行っていて、柳田氏の考察の影響を受け、上記のような変化を生じたのではなかろうかということである。

7例をまとめた時点で大間知氏が柳田氏の「葬制の沿革について」を読みこなしてはいなかったのではないかという点は、次のことから推量するものである。7例をまとめた大間知氏の文には、「葬制の沿革について」において使用されている「葬地」と「祭地」という用語が使われているので、その時点で「葬制の沿革について」が大間知氏に影響を及ぼしているともみられるが、それよりも次の2点によって、7例の時点での大間知氏は「葬制の沿革について」を読みこなしてはいないようと思われる。その1つは、13例の時点では、13例の1例として「葬制の沿革について」の中に記された資料（兵庫県神崎郡田原）が記載されているが、7例の中にはそれが記載されていないという点である。もう1点は、13例をまとめた文には、「柳田先生は既に『葬制の沿革に就て』や『明治大正史・世相篇』等に於て、墓制の問題を全体的に取扱はれ、此の両墓制をも論じて居られる。私の考へも何等それ以上には出て居ない」という柳田

氏の葬地と祭地についての論の影響を示す記述があるが、7例をまとめた文にはこれがないという点である。

それでは、どのような柳田氏から大間知氏への影響によって、この山形村の例をはずしたかということについては次のように推察される。7例の時点のように「葬地と祭地とを別にする」という視点からだけではなく、13例の時点では、そういう墓制は、葬地への墓参を早めに切り上げて祭地への墓参へ移行するという点に影響され、その結果、山形村の「石碑の前には燈明も供物もない。皆埋めた所に供へる」という点がそぐわなかつたから、山形村の例をはずしたのではないか。

また、「冠婚葬祭の話」(7例)を書き上げたのは昭和10年7月であり(これを日本民俗学講習会で同年8月5日に発表した)、その中における山形村の資料は、大間知氏の同年6月21日から29日までの山形村調査(第1回)によるものである。大間知氏は同年8月11日から22日まで2回目の山形村調査を行っているので、2回目の調査で当地の墓制について何か認識を新たにしたのではないかとも考えられる。ただし、「冠婚葬祭の話」での「村の人は石碑を何所へ建てても良いもんだと言っていた」という点は『採集手帖』には記されていないということはあるにせよ、『採集手帖』における「石碑を埋めた近くに建てるものがあり、また共同墓地の入口に立てるものもある」という記述についての訂正はされていない。

一応上述のようにも考えられるわけであるが、いずれにしても両墓制資料として採集されるための第1の指標である「死者の遺体埋葬地とは別の場所にその被葬者のための墓石を設置する」という点が、13例の時点以降無視されたままになっていることに問題が残り、この点の確認が必要とされると思われるわけである。

## (2) 両墓制の分布と南部地方

両墓制の分布は大略次の如くである。近畿、中部、関東地方といった本州の中央地域に両墓制の事例数が多い。その他の地域は少ないか、あるいは全く存在しない。東北地方は、少ないながら、福島県の東部に割合顕著に存在し、そ

のほかは宮城県に2例、山形県、秋田県、津軽地方といった日本海側に少数例の存在が知られている。そして、南部地方には存在が知られていない。中国地方には各県に少数存在し、四国は東の2県の一部に分布し、西の2県には存在が知られていない。九州には少数例存在するが、九州本土の中南部では存在が知られていない。沖縄には存在しない。近畿、中部、関東でも分布しない地域があり、その主な所は紀伊半島南部、房総半島南西部などである。北陸などの以前からの火葬地域にも存在しない。

このような両墓制の分布状態において、本稿の調査地がもしも両墓制であると、両墓制の分布の認識に変化が起こるようと思われる。つまり、分布状態の認識が日本列島の中央部に偏っていることが、日本列島の東部（中央部プラス東北部）に偏ることに変わるように思われる。このように、東北地方の東北部に位置する「両墓制の存在が知られていない比較的広範囲の地域」（拙稿「岩手県下の墓制—一戸町中里の事例について—」、『常民文化』3号、参照）の中にある本稿の調査地は、両墓制の分布状態の認識の変化にかかわるように思われる点で重要な地域だと思われる。

### (3) 柳田国男氏による九戸郡の民俗学上の位置付け

九戸郡という地域について、その民俗学上の位置付けに言及した柳田国男氏の文章があるので、これにも触れておこう。柳田氏は、『九戸郡誌』（岩手県教育会九戸郡部会、昭和11年）の序文（定本柳田国男集23巻、292－5頁）において、「九戸地方は、当時（昭和11年ごろ）では、古い生活の様子を容易に見分けることができる希少な地域である」といっている。

## 2. 霊魂と遺骸

以下に、(1)靈魂と来世、(2)遺骸と墓地、として、当調査地における「靈魂と遺骸」について記述してゆく。

### (1) 精魂と来世

#### 1) 死者のタマシイと来世観

死者のタマシイは死後三十五日までは喪家にいる、という。また、その間は、死者のタマシイは寺（墓地）と喪家の間を行ったり来たりする、という。三十五日には親戚一同を呼んで精進開きを行う。死後三十五日間は原則として、少なくとも家族（喪家）の者は精進料理である。死者の形見分けも、死者のタマシイがいるうちは行えないので、普通三十五日経ってから行われる。なお、「四十九日までタマシイはいるということだそうだけれども、三十五日で精進開きを行う」という人もある。また、盆にタマシイ（ホトケ）が家に帰ってくる、といわれる。

人の死後、そのタマシイについて明瞭にいわれることは以上である。しかしながら、明瞭にタマシイなどという言葉は使われないが、人の死後についての考え方とか想いとかいうものが無いということではない。人の死後は何もない、といわれる一方で、葬式における儀礼とそれにかかる考え方、さらにそれにかかる死者の近親者をはじめとする死者を葬送する人々の心情、さらには死を想う人の心理などから以下のような、死後の世界についての考え方や想いなどというものが伺われる。

「ホトケに対して、向こう（あの世）へただ行きたくないだろう、と思っている。向こうへ行ってホトケは休んでいるものとは思っていない。向こうには現状のままの世界があると思っている。それで、そこではやはり現世と同様に農耕を行わなければならない。だからホトケにタナモノ（種物）を持たせてあげる。また、お金も必要だと思っているので、ホトケにお金も持たせてあげる」とされる。（次の2）参照）ただ、向こう（あの世）はどこだか分からぬ、という。

## 2) 種物とお金

タナモノ（種物）といって極く少量の米（白米）を晒の袋に入れ、それを出棺以前に棺の中に入れてあげる。これは向こうで農業を営むための種物であると考えられている。ちょっとの量をあげても大量の種物をあげたことになるという。昔は粟とか稗の穀だったが、今はそれが米となっている（昭和になってから水田の面積が増大した）。

お金を、棺蓋をしめる前に、喪家、親戚が各自棺に入れる。向こうでは現状のままの世界があると思うから、お金も必要だと思うという。その金額は1円

でも10円でも100円でも、いくらでもよい。紙で1円玉を作つて入れたりもする。棺に入れるとき、その少額の金額を、例えば「100万円 入れましたよ」などと言う。1万両とか100万両とかの言葉遣いもなされる。ちょっとの額をあげても、たいそうの額をあげたことになる。

「タナモノ入れたから、たくさん積ってくれ。ほら種もいっぱいだし。お金もたくさん入れましたよ」と、タマシイを喜ばせる言葉を言うという。これを「人情で言う」という。

### 3) 草履一足半、履物、着物、ハンニョウ

上述のような来世觀にかかわるものとして、草履一足半、履物、着物、ハンニョウなどもある。

**草履一足半** 葬で草履を一足半作り、それを葬列で棺の上に載せて墓地へ運び、棺をうずめるときに一緒にうずめる。一足半の一足はホトケ(死者)用といわれる。半は、誰のためのものだか分からぬとか、ソウズカノババまたは無縁のためのものとかいわれる。

**履物** 死者が生前に愛用した靴とか下駄とか草履などのりっぱな履物一足を、埋葬後に埋葬した所に立てた塔婆に下げる。これをうずめはしない。愛用の履物が使い古されたものだった場合は、それではかわいそうだからと、新品のものが用意される。行列のときに墓地に持ってゆかれる。この履物を墓地に持ってゆくことは、必ず行われるというものではない。「やりたい人はやる」そうである。墓地に持ってゆかれたこの履物を、良いものであるから、一般の人(誰でも)がホトケさん(死者)から買ってくる。お金を10円なり50円なり100円なり(お金であればいくらでもよい)墓前において、「ホトケさん、欲しいから譲って下さい」としゃべって、その履物をもらってくる。これは、物を粗末にしないことにもなるという。

**着物** 死者の生前の所有物であった着物は、棺の中に入れることができる限り何枚でも入れてあげる。死体が棺(座棺である)の中で動かないように暖かく包んであげるという。これらの着物は上等な着物でも仕事着でも、何でも構わない。ただし毛織物とか絹物は腐れ難いから入れない。上等の新しい着物の袖を通さないうちに死亡した女人があつて、「非常に残念だったろう。あっち

へいって着ればいいんだ」といって、その着物を棺に入れてあげた、という例もある。

死者の着物で棺に入れなかったものは、死後三十五日経ったころに行われることが多い形見分けで家族親戚に分配される。「タマシイがいるうち(三十五日まで)は分けるわけにはいかない」という。形見分けの着物は、着られるものということで上等なものが多い。

ハンニョウ ハンニョウ（飯料）といって、白い晒で作った三角の袋に白米1升を入れたものを、葬式の行列で（先頭ではないが前方）、喪家の者以外の死者の近親者の誰か1人が持つて寺へ持っていく。この米は、ホトケの向こう（あの世）での、とりあえずの食糧であり、ホトケに持たせてあげるものである、といわれている。寺へ持つて行くが、和尚にあげるというのではない。「米であるからうずめない。もったいないから、それを和尚さんが食べる。無駄になるから墓地へ持つていかず、寺へ持つて行く」という。寺側では、日常の朝食に使い、本尊に供える（1升であるから一時期のみの使用である）。今は米であるが、以前のハンニョウは粟とか稗であった。この粟や稗も、生きた人（和尚）が食べられるように脱穀したものだったという。

私は「靈送り習俗に関する一千葉県成田市・東京都大田区の民俗調査から一」（『日本民俗学』141）の中で、最上孝敬氏のいう「靈送り」習俗に該当する習俗が成立する一つの大きな要因として、その習俗を行う人々がその習俗における品物の経済性・利用性に目が引かれるようになったことがあるのではないかと述べたが、このハンニョウの事例は、その私の考察に合致する。また、前記の「履物」の内容も、品物の経済性・利用性という点で、私の考察を支持しているとみられよう。

その他 杖、蓑、笠（傘）は葬式のとき登場しなかった。ただし、年寄りなどで、生前に愛用していた杖があった場合は、それを棺と一緒にして死者に持たせた。笠（傘）はもとはなかったが、今、町で葬式用具として売っているから買ってくるという。「ホトケが雨降る所へ行くのかどうか分からないけれど買ってくる」という。また、頭陀袋ももとはなく、これも葬式用具を町から買ってきた場合、その中に入っているものであるという。

#### 4) 地獄・極楽

「地獄・極楽があるんだそうだ」というのは、自分たちのことではなく、どこかよそごとのようにいっている、という。土地の人々にとって、「地獄・極楽」と先述の「現世と同様な生活を営む来世」とは全く別である。「現世と同様な生活を営む来世」については、「何もない」（つまり、このような来世観を本気で信じてはいない）といわれても、そこには人々のそのような想いは皆無であるとはみなせない。一方の「地獄・極楽」については、これは全く表面的な知識であるとみなせるものである（地獄・極楽の知識は、いつであるかは分からぬが、付加されたものであろう）。

#### 5) 位牌

葬式のときに作られた位牌が、その後も家屋内で期限なく祀られ続ける。また、その写しの位牌が寺の位牌堂で同様に祀られ続ける。なお、家庭の仏壇が、相当長い期間の後、数多くの位牌でいっぱいになった場合、和尚を頼んで供養を行って、たまつた位牌を焼き、その位牌を小さな位牌に替え、それを厨子に入れて再び仏壇に安置する。

#### 6) 埋葬後及び年忌

一七日、二七日、三七日、四七日、三十五日、四十九日、百箇日、一周忌、三年忌、七年忌、十三年忌、十七年忌、二十三年忌、二十七年忌、三十三年忌、とホトケの供養を行い続ける。『採集手帖』には、「十三年か十七年が最終である。何も変わったことはしない」（長内市松氏による聞き書き）とある。これは、単純に、この約半世紀の間に「十三年か十七年」が「三十三年」に延びたとはいえない。私がこの年忌のことを聞いた家（長内三蔵夫妻）は、「昔（昭和10年の時点も含む）から年忌は三十三年忌までちゃんと行うことになっているし、行っている」という。家による差も考えられる。

前記したが、三十五日は親戚一同を呼んで精進開きを行う。四十九日は喪家と近親者のみで供養を行う。『採集手帖』には「七七日はあまりせぬ。五七日が多い」とある。

年忌は親戚を呼び集める。行う日は、年忌の年の命日（祥月命日）に行うというよりは、お盆はホトケ様の月だということで、また、盆には親戚が集まる

から、行き来する負担や盆と年忌の準備作業（親戚が手伝う）が盆一度で済む、という便宜上の理由により、その年のお盆のときに行うことが多い（年忌はお盆に行なうことが普通であると考えられている）。年忌には、四十八アカシといって、座敷とか玄関とか、家の中で、木の台にロウソクを48本置き、それに火をつけ、拝む。『採集手帖』には、「四十八は新仏のある家で三日間、親類から持つて来たローソクを立てる。49本のローソクである。1本はソーザカババーのものという」とある。そして、御馳走を食べ、ホトケの懐旧談を行う。なお、以上のときの墓で行なう事については後述する。

#### 7) 最終年忌以後の死者

年忌は三十三年忌で終わる。三十三年忌を過ぎた死者のタマシイがどうなるかについては明瞭な考えは持たれていない。タマシイがどうなるか誰も考えた人はいない、という。三十三年忌以後の死者はどのような存在かということを土地の人に強いて問えば、その答えは次の如くである。すなわち、「家を離れて33年も経ったら、影も形もない」、「タマシイも何も土になる」、「天に登るというか…」、「ずっと昔の先祖と一緒にになってしまった」、「恨みも悔みも持たない存在となる」、「卒業した」、「生臭いホトケサマからちゃんとホトケサマになった」、「全く成仏した」、「あげもの（供えもの）も欲しくない存在となる。あげものをしなくともとがめたりしないということでしょう」、などの表現である。

なお、『山村生活の研究』373頁に、「岩手県山形村で三十三回忌をすぎると無縁仏となると云う」とあるが、この事例の地名は山形村ではなく夏井村（現久慈市夏井）である。大間知氏の「冠婚葬祭の話」に、「九戸郡夏井村では、三十三年すぎれば無縁仏になると話してくれた人があった」とあり、また『採集手帖』からもそう受け取れるからである。最終年回についての大間知氏の山形村での採集資料は、前に触れてある「十三年か十七年が最終である」という『採集手帖』での記述である。

#### 8) 盆

盆にはホトケ（その家の新旧すべての先祖。タマシイという表現もする）が家に帰ってくる、といわれている。しかし、ホトケがどこから来るかについての観念

は持たれていない。「先祖は自分の家を知っている。どこからとなく来る。墓地から来るという考え方もない」といわれる。

8月14日午後6時から8時ごろの間に、まずハカショへ行ってアタマイシ(アタマイシの説明は後述)の上で松の根でアカシテ(火を焚いて)、続いて家に帰って、家の前にアカシテ(松の根で火を2つか3つ焚く)、その火を南無阿弥陀仏といって拝む。この家の前に焚く松の根の火をカドビ(門火)ともマツアカシともいい、そしてこの火はソウズカノバアサンとかムエンボトケとかの迎え火であるという。以上のような火を焚くことは、15日と16日にも14日と同様に行われる。

家の前で焚く松の根の火は、平べったい川原石の上で焚く。直接地面の上で焚いてもうまく燃えないそうである。この、火を焚く台石は、川原から拾ってきて、普段庭の片隅などにしまっておき、盆になると使用する。しまっておく場所に決まりはないが、その石を神聖視するので、子供が小便をかけないような所というような配慮はされる。また、同じく神聖視ゆえ、石を拾う場合はきれいなものを拾うという。

16日は「地獄の釜の蓋が開く」といい、ホトケが地獄へ行っていたとしても(地獄というところへ行っているとは思ってはいない)、必ず家へ来ていると言う、といわれる。この日はホトケサマの日だから「ジャッコ(雑魚・川魚)も獲りに行くな。山にも行くな。働きに行かず、一日全部休む」という。昔からこの日を大切にしたという。

17日朝食後、ホトケを送る。ショウロサマ(ショウロウオクリ)といって、盆棚に供えたものを昆布で縛り、川に流す。

### 9) 正月

新暦2月16日(終戦後までは旧暦1月16日)、川井にある曹洞宗千手寺(山形村の大部分は千手寺の檀家である。一部すなわち山形村の戸呂町と繫という2つの集落は久慈市大川目の時宗慈光寺の檀家が多い)の檀家の中でおもに川井の檀家は、千手寺へ行き、ホトケ(各家の先祖)に、「自分の家が今年も無事であるように守って欲しい」と、新年の挨拶をする。このときは各家で団子を、「ホトケサマにあげて下さい」といって、寺の和尚のところへ持っていく。和尚は自分の裁量で本尊とか位牌堂の位牌などへあげる。お参りする人々は、御本尊に参ってから、

本堂の裏にある位牌堂内の各家の先祖の厨子（位牌）へ参る。このときには「雪が深くて墓地へは行かない」そうである。

#### 10) ミタマ

大晦日、赤飯を三角形に握り、これをミタマ（御靈）と称し、これに豆腐と干露を添えて箕に入れ、座敷に飾った。この三角形の握り飯は麻疹の薬になるといわれた。戦後行われていないという。

### (2) 遺骸と墓地

#### 1) 葬法

遺体を座棺に納め、ハカショに運び、埋葬（土葬）する。今も土葬が多く、火葬する例はわずかである（火葬の始まりは10年ほど前のことであり、火葬の場合は山形村の東隣りの久慈市大川目町生出町にある火葬場を使用する）。以下の記述は、昔から行われてきたといわれる土葬についてである。

#### 2) 墓地

墓地をハカショといっている。明治初期までは、各家で1箇所、家の近く（遠い場合で家から百数十メートルぐらいの距離）の、屋敷地や畠の中に持ったハカショを使用していた。これらのハカショは、家の上手の小高い所にあるところが多い。川井では、集落の中を西から東へ流れる川を挟んで、その北側の家々では家の西側、川の南側では家々の南側にその家のハカショがあることが多い。「敬いやすい場所」、「家が見える所」ともいわれ、また、「先祖に守ってもらいたい」という意識がずっと昔からあった」という。

このような家の近くのハカショに埋葬することが、明治の前半の時期に行政の措置で止められ、新たに公葬地という集落毎の共同墓地が設けられ、公葬地に埋葬されることになり、そしてこれが現在まで続いている。山形村における諸公葬地は、一般的に、集落から「平均300m以上離れてあるが、1kmも離れてあるのではない」、そして「小高い丘に設けられている」ということである（複数の話者による概略的把握）。川井の大部分の家（川井の中心地域の家々）の公葬地は、寺（千手寺）にある。この場所は川井の中心地域の家々の南側すぐのところであり、中心地域の家々の中央部から約300mのところにある。公葬地の中は

各家の墓地に区画されているが、区画に明確な境界線はなかった。

家の近くの墓地を「昔のハカショ」、公葬地を「今のハカショ」とか、川井では「お寺のハカショ」ともいっている。また、「ハカショを広くするものではない」といわれている。

墓地が恐ろしいところだとはいわれない。「好んでいく人はないだろうが、恐ろしいところではない」とか、「墓地は好ましい、住みよいところだ。かえって神社が恐ろしいところだ。カミサマがいたずらする。ホトケがいたずらしたということはない」などとも聞く。当地では、墓地に対して畏怖を感じるその程度は低いようにみられる。なお、ハカショにタマシイがいるとかいないとかいうことは考えない、という。

### 3) 埋葬

六尺という役の人（4～6人）が墓穴を掘り、葬列で棺を担ぎ、ハカショに棺を埋葬する。六尺は、自分の部落（例えば川井・近世村）内の親戚（本分家）を頼むことが本来であるとされる。葬式で遺体がハカショへ運ばれてうずめられることから、死者は「ハカショへ行く」とも表現される。

棺を埋葬すると、埋葬箇所上に土を盛り、その上に両方の掌の上に載るぐらいの大きさの自然石を置く。この石をアタマイシという。これは、「遺体の頭の上に置く。間違いなくここに遺体があるという印である」という。そして、埋葬箇所に塔婆をたてる。この塔婆は、一周忌以前の墓参のときに拝まれる。この埋葬時の塔婆を除いて、一周忌までは塔婆をたてない。

墓域内が埋葬箇所でいっぱいの状態であれば、古い埋葬箇所の所から掘り返す。その埋葬箇所上におかれてあったアタマイシは、新しい埋葬箇所のアタマイシとして再使用されたりする。墓地近辺にはアタマイシにする石がないから、という。

### 4) 遺骸・遺骨に対する情緒的反応

新しい遺骸に対しては、恐ろしい、汚らわしいと思うという。相当古い骨だとそういう感じを持たないという。ただし、古い骨でも、骨は骨だという意識はあり、粗末にはしないという。これは、穴掘りの際、掘り出されることがある遺体・遺骨に対するものである。

### 5) ナゲル

埋葬することを、「ハカショさナゲル」という。ナゲルとは「捨てる」ということと同じであるという。「ナゲルというのは失ったものに対する言葉である。遺体は失ったものだからナゲルという言葉を使った」といわれる。ただし、このように、ナゲルは捨てたと同じであるが、遺体をナゲルということは、他の不用物をナゲルということとは同一でないところがあるという。それは、精神的にはナゲタのではない、という。そして、遺体を処理することを表現するのに、昔はナゲルという言葉ぐらいしかなく、そしてそれは表現を美化しないけんそん語であるという土地の人の実感があるという。

### 6) 埋葬後及び年忌における墓参

埋葬した後は、死後1週間目までは毎日朝と晩とに墓参する。埋葬箇所に、アラレ団子を供え、アカシといって松の根を燃す。その後、四十九日までは七日ごとに同様の墓参を行う。

墓参のときは埋葬箇所で必ず火を焚く。火を焚くのは、これをホトケが喜ぶといわれている、という。

アラレ団子は、七日まで毎日とその後の七日七日と百箇日と年忌のとき作り、埋葬箇所に供える。墓に供えられたアラレ団子を、カラスでも犬でも食べればよいが、いつまでも残っているようではよくないといわれている。作ったアラレ団子を、喪家親戚など人間が食べることはない。

一周忌から三十三年忌までの各年忌における墓参では、アラレ団子とアカシのほかにホトケダテが行われる。塔婆に戒名が記されていて、それをたてるからホトケダテであるという。塔婆を埋葬箇所にたてる。

### 7) 盆の墓参

盆については先述したが、ここではハカショでの慣習を述べる。

8月7日を七日盆といい、普通はこの日に各家でその家のハカショに行き、除草したり、墓石を洗ったりする。14日の夜6時から8時ごろの間に各家でその家のハカショに行き、その家で最も新しいホトケのアタマイシの上に供物と水を供え、他のアタマイシの上でマツアカシする。マツアカシは、今のハカショ、すなわち公葬地の各家の墓地で行うほか、家の近くの昔のハカショでも行

い、さらには、買った畑にハカショが付いてきた場合、それにもマツアカシする。マツアカシは14日同様に15、16日にも行う。

#### 8) 彼岸の墓参

春秋の彼岸の中日に、彼岸団子を作つて、寺(千手寺)の本堂へ持つていく。そして墓地に行き、盆のマツアカシと同じことを行う。

### 3. 墓制

#### (1)、墓制の確認

1-(1)で述べたように、大間知氏の「冠婚葬祭の話」には、「埋葬する地と墓石を建てる地と、全然別の地である」=「葬地と祭地とを別にする」という事例の1つとして山形村大字川井の例が記載されている。その具体的な内容は、「同じ寺の境内ではあるが、埋葬した所と、碑のある所と相当距離があり、村の人は何所へ建てても良いもんだと言って居た」と記されている。『採集手帖』の方には、「埋めた近くに建てるものがあり、また共同墓地の入口に立てるものもある」と記されているわけであるが、私の今回の調査によると以下の如くである。

各家で各家の墓域内に遺体を埋葬し、墓石を建てる場合にはその同じ墓域内に建てる。墓石は埋葬箇所の真上には建てない。埋葬地点と墓石(一人に対して1基及び夫婦で一基の墓石について。夫婦は隣り合わせに並べて埋葬される)を建てた場所との距離は50cm程度あるのが普通のようである。そして普通、埋葬箇所上の盛土が墓石の手前に位置する。このような埋葬地点と墓石の位置とのズレは、大間知氏記述の「埋めた近くに建てるものがあり」に該当するこの土地の墓石の建て方なのであろう。

また、「同じ寺の境内ではあるが、埋葬した所と、碑のある所と相当距離があり、村の人は何所へ建てても良いもんだと言って居た」と「共同墓地の入口に立てるものもある」という大間知氏の記述については、その存在したということを確認できなかった。

冒頭で述べた「当地の墓制は、現象として墓石を建てた単墓制であるのか、

それとも両墓制であるのか」という疑問点について、明確にいえることは、1軒の家の1箇所墓域内に死者の遺体を埋葬した箇所とその被葬者のための墓石との両方が存在するので、墓石を建てた単墓制は存在した、ということである。

## (2) 墓石を建てない単墓制

柳田国男氏は、墓石を建てない単墓制について、「葬送のみがあつて碑を建てぬ場合、是にも（埋葬箇所上に）樹を栽ゑたり石を置いたりして、標示をして居たのかも知らぬが、それを記憶する者が大体無くなる頃には、自然にその場所も忘れられてしまふのである（葬儀に参与したほどの人々は、誰でも明確に其木其石を記憶して居るのだが、ちょうど其人たちが居なくなる頃には、次第に忘却されただの松原、ただの石原になってしまふのは自然である）」（『先祖の話』）と述べている。そして、碑を建てない単墓制は両墓制の埋葬地と同様であると述べているとみなせる。

当調査地における墓石を建てない単墓制（これが最も多かった）は、前に記したように、埋葬箇所上に土が盛られ、その上にアタマイシという石を置く。誰（被葬者）のアタマイシ（埋葬箇所）であるかを、これをまつる側が認知しているものは、墓石（石碑）の存在にかかわらず、普通、自分の祖父母ぐらいまでのものであるという。これは、柳田氏の述べる「埋葬地点が忘却されてしまうのは、それを記憶する者が大体無くなる頃（葬儀に参与したほどの人々が居なくなる頃）」という時期よりやや長いとも解せるが、これに近いものであるとも解せる。

しかしながら、当地域ではその後の埋葬地点が「忘却されただの石原」にはならない。ハカショは、埋葬でいっぱいになった後でも、古い埋葬箇所から掘り返して使用され続ける。埋葬箇所の盛土とその上のアタマイシは、掘り返しがなされるまで保たれ続け、盆のアタマイシの上でのマツアカシその他、存在し続ける限り墓参（前述）の対象となっている。死亡した祖父母以上の溯った世代、つまり普通まつる側がその個人・個性を認知していない埋葬箇所の印も、存在する限りは墓参の対象となっている。

埋葬箇所を示す印に靈を迎えて墓参するという考えはない。埋葬箇所へ参る理由の心理的根源は、死亡した人に超自然的力を感得したり、何らかの思い・感情が働いたりすること、それとともに埋葬箇所に対する意識が存在すること

と思われる。埋葬箇所に対する意識の根源は、遺骸に対する畏怖の情緒的反応にあるのであろう（むろん、恐れの感情が強烈で葬地に近づかない——なお、これは、葬地に対して無感情とか、無視しているとかというものではない——こともあり得る）。遺骸は埋葬されていて、墓参する人の目に触れることがないが、「ここに間違なく埋まっているというし(アタマイシ)」に参るので、遺骸が意識されて、そこに参っているといえる。また、「遺体が腐れ難い(大地に同化し難い)とタマシイも大地と同化し難い」という、遺骸にもタマシイが存在し続いているという考え方があると受け取れる表現もある。これも遺骸を意識することから派生しているように思われる。そして、前に記したが、当地における畏怖の情緒的反応は強烈なものでないと受け取れた。

### (3) 墓 石

10年ほど前から何々家の墓、先祖代々の墓と刻字する墓石を建てるようになったが、それ以前は、1人に対して1基とか夫婦に対して1基の墓石であった。近世の年号の刻字のある墓石は1人1基が多い。また、昔の墓石は自然の砂岩の一面（墓石の前面となる）を平らに切ったものが多い。

墓石を建てた時期（葬後）は、『採集手帖』に、「墓石は十三回忌に立てるのが普通である」とか、「三、七、十三回忌に石碑を立てることもあり、これも盆の機会にするのが多い」とある。今回の私の調査でも、これと同様の答えであり、すなわち「三年忌か、七年忌か、十三年忌のときというのがほとんどであった」というものである。なお、年忌がその年の盆に行われることが多いことはすでに述べた。墓石を建てたときには親戚一同が集まって祭る。

最近では、経済力の向上により、多くの家で墓石を建てるようになっているが、以前は、墓石を建てた例は極めて少なかった。『採集手帖』にも、「墓石を立てる家の数は極く少い」とか、「(大字川井の共同墓地で)、石碑の数は極めて少い。旦那の家以外1、2のものである」とある。この川井の共同墓地について、「昭和10年ぐらいではそんなものだったろう」といわれる。

墓石は、そのほかに、古い（近世）墓石が家の近くの古いハカショにある。なお、古いハカショの古い墓石を公葬地に移すことも行われてきた。その際に

改葬が伴うことも伴わないこともある。

死後間もなく墓石を建てることはきらわれるそうである。これはその人の死を待っていたように受けとめるからという。また、墓石を建てるのは「ホトケのためでなく、人様に見せるための見栄」が6分、「ホトケを大切にするため。先祖に対する感謝の心の現われ」が4分、ともいわれる。また、次の項目で触れるが、墓石は神聖視されている。

#### (4) 墓石を建てた墓制

3-(1)で述べたように、当地は単墓制であるが、墓石は埋葬箇所の真上には建てない。少し離れている。この理由としていわれることには2つあって、それは、「埋めた上に墓石を置くと、棺が腐ったとき、その上の土がドッと落ち、墓石が斜めになるから」といわれることと、「埋葬した真上に墓石を置くと、被葬者に対して失礼という気持がある」といわれることである。

墓石を建てる墓制の墓参のとき、供物をする場所は、『採集手帖』に「盆の時石碑の前には燈明も供物もない。皆埋めた所へ供える」とあるが、どの墓参の機会でも、このように石碑にではなく、埋めた所にである。このことについては次のように聞いた。「供物はアタマイシの方に供えて、墓石には置かない。墓石におくもんじゃないという。墓石をホトケさんの体とみている(神様の御神体みたいなものともいう)ので、それを汚してはうまくないわけである。果物の汁とかジュースとかで汚れる。また、供え物をカラスなどが食べるわけだから、墓石に供物をあげていて、そこへカラスが止まってフンをしながら御馳走を食べたらたまらない。それで墓石には供えないというものである。また、塔婆をたてる場所も、墓石にではなく、アタマイシのそば(埋葬箇所)である。マツアカシはアタマイシの上で行われる。ただし、墓石が全く墓参の対象となっていないということではないようで、埋葬箇所への供え物やアカシ、及びそこへたてた塔婆を拌むといった墓参全体の中に包括されているようである。

なお、前述の大間知氏の記述(「冠婚葬祭の話」と『採集手帖』)からは、今回私には確認されなかった両墓制が存在したとも受け取れるわけであるが、仮に一時期の現象として両墓制が成立したと想定しても、それは単墓制と同じく墓石

には供物等がなされない(『採集手帖』)ものである。

建てられた墓石は存在し続ける。墓石が処分されるということは聞かれない。墓石は存在し続けるが、これによって祖父母より前の代々の古い先祖の個性が浮かび上がって意識されることもなく、また墓石の存在が埋葬箇所を固定、永久化しない。墓参のときに墓石に靈を迎えるという考えもない。墓石を建てた墓制は、3-(2)で述べた「墓石を建てない単墓制」と同じであるとみられる。「遺骸とかかわる、戒名等を刻んだ、永久性を有する、かつ設けるのに経済力も要する物」(墓石)を設ける文化の流入は、死者とかかわる物ゆえ、その物に一種の力を認め、神聖視する物を当地の墓地に1つ加えることになったが、当地の単墓制を変革はさせなかったと思う。

**付記** 本稿は論文というよりも資料的性格の強いものである。また、紙幅の関係で、丁寧に述べられなかつたところや家のそばのハカショについての考察など言及を控えたものもある。両墓制研究の沿革、現象としての両墓制と単墓制の区別、両墓制の分布、両墓制の考察、南島の墓制との比較等については、別の機会に十分述べてみたいと思う。